

## 入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年8月9日)

開催日及び場所		令和4年6月24日（金曜日） 九州森林管理局 4階 第2会議室			
委員		鹿瀬島 正剛（弁護士） 諏佐 マリ（熊本大学法学部准教授） 村中 剛士（公認会計士）			
審議対象期間		令和3年10月1日～令和3年12月31日、令和4年1月1日～3月31日			
審議対象案件		493件 うち、1者応札案件215件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件		13件 うち、1者応札案件 6件 (抽出率3%) (抽出率3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率 %)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		
			工事希望型競争		
			その他の指名競争		
		随意契約		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争		
			簡易公募型競争		
			その他の指名競争		
		随意契約	公募型プロポーザル		
			簡易公募型プロポーザル		
			標準型プロポーザル		
			その他の随意契約		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	物品・役務等	一般競争		4件 うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争			
		随意契約（企画競争・公募）			
		随意契約（その他）		2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	(特記事項)		特になし		

	質問	回答
<p>委員からの意見・質問それに対する回答等</p>	<p>○指名停止について</p> <p>・「(株)へいせい」の案件について、専任の技術者を置かなかつたことが問題なのか、福岡県知事から指示処分を受けていたにも係わらず九州森林管理局へ報告していなかつたことが問題なのかどちらか。</p> <p>○抽出事業について</p> <p>・No.2(桜島地区治山工事)について、事前に工事発注見通しを公表したことから、事業者が事業計画を立てやすくなつたため、その結果、6者応札になつたのではないかという説明であつたが、詳しく説明して欲しい。</p> <p>・No.1(芦北地区治山工事)について、「(10)本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として・・・」と記載があるが、これはどういった内容か教えて欲しい。</p> <p>・事業の実施後、週休2日という事実確認は何を持って行うのか。</p> <p>・No.4(萱瀬山治山工事2)について、何故3回も入札不調になつてしまつたのか。</p> <p>・梅雨時期であり、災害の起きる可能性もあると思うが、事業者が見つからず工事が止まつてしまつたこともあるのか。</p> <p>・レクリエーションの森という名称は、対外的に呼ばれているのか。</p> <p>・どのような理由で整備したのか。</p> <p>・No.12(郷田山国有林森林整備事業)について、面積が広く事業規模が大きくなるので、複数社が共同事業体として入札参加をするという説明であつたが、地域毎や作業種毎の分割発注の検討は行つているのか。</p>	<p>・両方である</p> <p>・工事発注見通しを公表することで、発注する工事の予定月が分かることから、事前に工事資材や人材の確保が出来ること、桜島地区治山工事は昭和51年から継続して行つている工事であり、桜島地区治山工事の経験を持つている業者が多いことから、入札参加者が多くなつた要因かと考えられる。</p> <p>・事業者による従業員の待遇改善を促すため、従業員の休憩や休暇を確保するといった待遇改善を行っていることについて、請負事業の総合評価における技術評価点を加点する取組である。対象となる工事の入札公告には、その旨を記載している。</p> <p>・事業者の日報等で確認する。</p> <p>・下請業者や人手不足等により、条件が見合わなかつたからではないかと考えられる。</p> <p>・今年度も災害関連工事の公告を行つたが、3件ほどが応札者なしであり非常に厳しい入札状況である。災害関連箇所においては、応急工事として、土嚢を積み道路の通行確保や裏山からの土砂を防止するなどの対応をしている箇所もある。</p> <p>・対外的に呼ばれている。九州局ホームページにレクリエーションの森に関する位置情報や写真などを掲載している。</p> <p>・No.9(修景伐作業外1)の箇所は、田代原風致探勝林であり、キャンプ場周辺の景観を整えるため整備を行つた。</p> <p>・分割発注も含めて、どの程度の規模で入札を行うかは事前に該当署において検討している。ある程度集約した発注になれば入札事務の省略や間接費の減に繋がること、分割しすぎても応札者が分散して不調となるリスクがあることから、総合的に勘案した結果が今回の物件の事業規模になつていると考えられる。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>	

事務局:九州森林管理局企画調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。  
(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。